

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第2条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法のうち電磁的記録については、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、管理者が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープまたは録音ディスク 当該録音テープまたは録音ディスクを組合が保有する機器により再生したものの聴取または録音テープもしくは録音ディスクに複写した物の交付
- (2) ビデオテープまたはビデオディスク 当該ビデオテープまたはビデオディスクを組合が保有する機器により再生したものの視聴またはビデオテープもしくはビデオディスクに複写した物の交付
- (3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で組合が保有する機器およびプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力した物の閲覧またはその写しの交付
 - イ 当該電磁的記録を再生したものの閲覧もしくは視聴または複写した物の交付

2 前項に規定する方法による電磁的記録の開示にあつては、電磁的記録の保存に支障が生ずるおそれがあると認められるときは、当該電磁的記録を複写した物により行うことができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第3条 令第28条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 納入通知書により納付する方法
- (2) 現金により納付する方法

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。